

## 1 か月単位の変形労働時間制に関する労使協定書

〇〇株式会社と従業員代表〇〇〇〇は、1 か月単位の変形労働時間制に関し、下記のとおり協定する。

(勤務時間)

第1条 所定労働時間は、1 か月単位の変形労働時間制によるものとし、1 か月を平均して週40時間（44時間）を超えないものとする。

2 本社及び支社に勤務する従業員の所定労働時間、始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

(1) 毎月1日から20日まで

所定労働時間1日7時間（始業：午前9時、終業：午後5時、休憩：正午から午後1時まで）

(2) 毎月21日から月末まで

所定労働時間1日9時間（始業：午前8時、終業：午後6時、休憩：正午から午後1時まで）

3 店舗に勤務する従業員の所定労働時間、始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、原則として次の各号の勤務パターンの組み合わせによるものとし、会社が毎月〇〇日までに勤務シフト表を作成し、従業員に周知するものとする。ただし、従業員の同意により勤務パターンの時刻を変更して勤務シフト表を作成することができる。

(1) Aパターン（1日7時間30分）

始業・終業時刻		休憩時間
始業	午前5時45分	午前8時45分から午前11時15分までの時間帯における45分
終業	午後2時00分	

(2) Bパターン（1日7時間30分）

始業・終業時刻		休憩時間
始業	午後1時45分	午後4時45分から午後7時15分までの時間帯における45分
終業	午後10時00分	

(3) Cパターン（1日7時間30分）

始業・終業時刻		休憩時間
始業	午後9時45分	午前0時45分から午前3時15分までの時間帯における45分
終業	午前6時00分	

(休日)

第2条 本社に勤務する従業員の休日は、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（4日間）とし、日曜日を法定休日とする。

2 店舗に勤務する従業員の休日は、店舗の営業状況を踏まえて各従業員に振り分け、前条第3項の勤務シフト表により従業員に周知する。この場合、休日は、原則として2月は8日以上、その他の月は9日以上とし、少なくとも1週間に1日の休日が確保できる範囲で定める。

(起算日)

第3条 1か月の起算日は、毎月1日とする。

(適用対象者)

第4条 本協定による変形労働時間制は、本社及び店舗に勤務する従業員を対象とする。

(適用除外)

第5条 前条にかかわらず、妊娠中又は産後1年以内の女性従業員のうち請求した者及び18歳未満の年少者には、本協定を適用しない。

(家庭的責任を有する者等への配慮)

第6条 育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する従業員に対する本協定の適用に当たっては、会社は従業員代表と協議するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、 年 月 日から同年 月 日までとする。

年 月 日

〇〇株式会社 従業員代表 〇〇〇〇 ⑩

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 ⑩